|| 基本計画

第1章 市民が輝き共に築くまちづくり

第2章 心豊かな人と文化を育むまちづくり

第3章 支えあい安心して暮らせるまちづくり

第4章 豊かさとにぎわいを生み出すまちづくり

第5章 自然豊かで安全なまちづくり

第6章 快適で誰もが住みよいまちづくり

計画推進のために

第1章 市民が輝き共に築くまちづくり

第1節 人権尊重社会の実現

第2節 市民活動の促進

第3節 男女共同参画社会の実現

第4節 平和の発信と交流

第1節 人権尊重社会の実現

現況と課題

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人などに対する差別や偏見をなくすため、綾部市人権教育・啓発推進計画に基づき、人権教育・啓発に取り組んできました。近年、社会情勢の変化に伴い新たな人権問題も課題となっており、状況の変化に対応した人権擁護と人権教育・啓発の推進が求められています。

①人権擁護の推進

人権擁護委員等による人権相談や京都弁護士会による無料法律相談など市民相談を開設し、 人権に関する困り事や法律上の紛争解決等の相談に応じています。人権侵害事象に対しては、 関係する専門機関などと迅速に連携し対応をしています。また、市職員においては、「人権問題に関する綾部市職員対応マニュアル」に基づき迅速に対応することとしています。

今後も、相談活動や関係機関と連携した対応を行うとともに、登録型本人通知制度*の周知などの人権擁護の取組を継続していく必要があります。

②人権教育・啓発の推進

本市では、人権尊重のまちづくりの指針となる第2次綾部市人権教育・啓発推進計画「人権 かがやきプラン」*に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権問題について学ぶ機会として、市民団体等と連携し、人権を考えるセミナー、あやべ人権フェスタ、全綾部市人権教育研究集会*などを開催するとともに、人権標語コンクール等を実施し、市民に人権尊重の理念が 定着するよう努めています。

今後も差別の根絶を目指し、市民一人ひとりが同和問題をはじめとする様々な人権問題や、インターネットを使用した人権侵害、ヘイトスピーチ*などの新たな人権問題を自分自身の課題として捉え、行動につながる研修・啓発を推進することが必要です。

■全綾部市人権教育研究集会など参加状況



登録型本人通知制度:登録者の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を、本人の代理人及び第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人に郵送でお知らせする制度。

第2次綾部市人進教育・啓発推進計画「人権かがやきプラン」: 「綾部市人権教育・啓発推進計画」を継承・発展させ、引き続き人権教育・啓発を総合的に進めるための計画。

全綾部市人権教育研究集会: 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解消を目指す市民団体 (綾部市人権教育推進連絡協議会) が主催する全市民を対象にした研究集会。

ヘイトスピーチ: 人種や宗教、性的指向、性別、思想、社会的地位などの要素に起因する憎悪(ヘイト) を表す表現行為のこと。日本語では、「憎悪表現」「憎悪宣伝」「差別的表現」などと訳される。

施策の目標

●第2次綾部市人権教育・啓発推進計画「人権かがやきプラン」に基づいた人権擁護への取組や人権意識の高揚に努め、一人ひとりが生きる喜びを感じられ、綾部に住んでよかったと言える、真に人権が尊重される心豊かな社会の実現を目指します。

計 画

①人権擁護の推進

	項目	内容
1	相談活動の実施	人権擁護委員や弁護士等による人権相談、法律相談など相談活動を行います。
2	関係機関との連 携	国・京都府などの関係機関との連携により、人権侵害に対し迅速に対 応し、人権問題の解決に努めます。
3	登録型本人通知 制度登録者数の 増加	登録型本人通知制度の周知と登録者数の増加を図り、住民票や戸籍の証明などの不正請求を抑止し、不当な人権侵害の防止に努めます。

②人権教育・啓発の推進

	②人惟教育・各先の推進			
	項目	内容		
1	人権教育・啓発 の推進	人権教育・啓発推進計画に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権問題にかかわる教育・啓発を推進します。		
2	学校等との連携	学校・家庭・職場・地域などとの連携により、一人ひとりに人権尊重 の理念が定着し、行動につながる人権教育・啓発を推進します。		
3	研修会等の開催	関係機関などと連携し、研修会や講演会を開催します。		
4	地域の教育活動 の促進	地域の人権学習では、公民館などで地域教育推進員を中心に行われる、自主的・主体的な人権教育活動を促進します。		
5	人権福祉センタ ーの運営	相談体制や地域交流事業の充実を図るなど、より開かれた親しみやすい人権福祉センターの運営に努めます。		
6	市民団体の活動 支援	綾部市人権教育推進連絡協議会、部落解放・人権政策確立要求綾部実 行委員会など市民団体の活動を支援します。		

第1章 市民が輝き共に築くまちづくり

進捗を共有する指標

指標	年	度	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
登録型本人通知制度登録者数(累計)			121人	1,000人
人権福祉センター各種講座参加者数(年間)			5,165人	7,300人
全綾部市人権教育研究集会参加者数(年間)			624人	人 008
人権を考えるセミナー参加者数(年間)			1,241 人	1,250人
人権教育講演会参加者数(年間)			424人	450人
公民館人権研修参加者数(年間)			1,085人	1,300人
人権フェスタ参加者数(年間)			198人	220人
人権標語コンクール応募数(年間)			2,300 点	2,350 点



人権標語コンクール表彰式



人権を考えるセミナー

市民活動の促進

現況と課題

少子高齢化や価値観の多様化が進む中、本市においてもコミュニティの弱体化が懸念される一方、地域力の維持や、地域の課題を自助・共助により解決できる仕組みづくりが期待されています。地域や団体の連携による地域活性化や地域活動の維持のため、自治会活動やボランティア活動への支援が求められています。

①市民活動の支援

自治会連合会補助金等により自治会活動を支援するとともに、コミュニティ事業補助金により地域活動の拠点施設となる公会堂整備などを支援しています。また、いきいき地域応援事業費補助金等により地域が主体的に行う取組を支援し、自治会連合会や自治会を中心に地域資源を活用した都市住民との交流や特産品開発による地域活性化の取組など様々な活動を展開しています。

今後は、高齢者世帯や独居世帯の増加により、活動面や運営面において課題を抱える地域 や自治会加入率の低下が懸念される地域においても、市民活動が継続できるような支援や地 域の課題を市民自ら解決につなげる仕組みづくりが必要です。

また、晩婚化・未婚化が進む中、結婚を希望する人に、出会いの場を提供する事業を行う 団体に対し、引き続き支援を行うなどの仕組みづくりが求められています。

②ボランティア活動の支援

あやベボランティア総合センター基本計画に基づき、センターの運営強化を進め、人材育成の支援やボランティア活動への理解と普及を図ってきました。また、災害復旧活動をはじめ、雪かきや移送サービスなど、様々なボランティア活動が地域の暮らしの中に根付き、共助による安心な生活の確保に大いに寄与しています。

今後もボランティア活動の活性化に努めるとともに、人材育成やセンターの利用促進と併せて、(福)綾部市社会福祉協議会等と連携し、災害時のボランティア活動など状況に応じた各種支援が求められています。

■自治会加入世帯率



施策の目標

●自治会活動や市民組織等が行う地域活動を支援するとともに、市民がボランティア等の多様な活動に積極的に参加できるよう、活動場所の充実や情報の共有化、人材育成などを図り、「市民一人1ボランティア」の実践やコミュニティ活動への参加による市民が主役の活力ある地域づくりを目指します。

計 画

①市民活動の支援

ויש	100回到00人1万	
	項目	内容
1	コミュニティ活 動支援	地域住民が主体的に実施するコミュニティ活動、まちづくり活動を支援するとともに、自治会活動の拠点となる公会堂などの施設について、水洗化や耐震化も含めた整備・改修を支援します。
2	自治会活動の展 開支援	魅力ある自治会活動が展開できるよう、自治会連合会補助金などにより支援します。
3	地域振興活動支 援	いきいき地域応援事業費補助金等により市民組織などが行う地域振興を目的とした地域活動を支援します。また、集落支援員*を中心に、地域が主体的に行う個性豊かな魅力ある地域づくり事業を支援します。
4	市民主体の事業 促進	綾部市環境市民会議*や、上林川を美しくする会*などの活動を更に継続・発展させ、市民・事業者・行政の協働による市民参加型事業を促進します。
5	婚活事業支援	結婚活動を行う独身男女に出会いの場を提供する事業を行う団体に対 し、補助金などにより支援を行います。

②ボランティア活動の支援

	項目	内容		
1	ボランティアの 人材育成	あやベボランティア総合センター基本計画に基づき、様々な分野で活動する市民・団体を支援するとともに、各種講座を実施し、ボランティアの人材育成に努めます。		
2	活動拠点の利用 促進	市民の自主的なボランティアなどの活動拠点として整備したあやベハートセンターの利用促進を図ります。		
3	災害ボランティ ア支援	綾部市災害ボランティアセンターなど関係機関と連携を図り、災害時 における市内外のボランティアニーズの把握に努め、災害ボランティ ア活動を支援します。		

集落支援員:水源の里事業やいきいき地域応援事業など、地域住民が主体となって取り組む地域活動を支援する目的で配置された人材。

綾部市環境市民会議: 市民・事業者・行政が相互に協力・連携して環境保全への取組を推進する組織。

上林川を美しくする会:上林川の清流をよみがえらせ、次代に引き継ぐことを目的に、市民・事業者・行政の協働により河川の環境保全に対する自発的な取組を行う組織。

計画推進

進捗を共有する指標

指標	年	度	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
自治会加入世帯率			81.2%	85.0%
コミュニティ助成事業数(5か年累計)			37件	50件
婚活イベントでのカップリング数(年間)			5組	10組
ボランティア総合センター登録団体数(累計)			103 団体	110 団体
ボランティア総合センター登録団体会員数(累計)			3,038人	3,100人
ハートセンター利用件数(年間)			262件	290 件



やな漁 鮎まつり



朗読ボランティア

第3節

男女共同参画社会の実現

現況と課題

男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法などの法律や制度が整備され、幅広い分野での男女共同参画を推進するための取組を進めてきました。しかし、社会の慣習やしきたりにおける男女の不平等が未だ存在していることから、男女共同参画社会の実現に向け、今後も意識改革の推進や社会環境づくりが求められています。

①男女共同参画意識の確立

綾部市男女共同参画計画「第3次あいプラン*」に基づき、あいアカデミー*やあいフェスティバル*の開催をはじめ各種施策を進めるとともに、男女共同参画社会づくり図画ポスターコンクール事業の実施、男女共同参画子ども啓発冊子の作成・配布など男女平等教育に取り組みました。

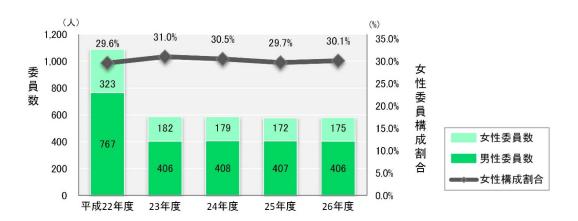
今後も、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行等をなくし、男女平等の意識や自立の意識を育むために、家庭、地域、学校等における学習機会の確保や相談機能・交流機能の充実など多様な取組が必要です。また、極めて深刻な問題である配偶者などからの暴力については、暴力を許さない社会的気運を高めるとともに、更なる支援体制の充実が必要です。

②男女共同参画社会形成の推進

社会における意思決定の場に男女がバランスよく参画し、その意見が十分に反映されるよう、 男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

今後も、関係法令の周知・普及、企業や政策決定の場での女性の参画の促進など、女性が参画しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

■審議会・委員会などにおける女性委員の比率



施策の目標

●男女がお互いの人格を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわりなく社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮し、共に生きる男女共同参画社会の実現を目指します。

あいプラン:男女共同参画政策を総合的に推進していくための計画。

あいアカデミー: 男女共同参画を考える講座。

あいフェスティバル: 男女共同参画の実現を目指し、市民からなる実行委員会の企画・運営により開催するイベント。

計 画

①男女共同参画意識の確立

	項目	内容
1	あいプランに基 づく施策展開	関係機関と連携し、あいプランに基づいた各種施策を展開します。
2	あいフェスティ バル等の開催	あいアカデミーやあいフェスティバルなどを開催し、意識改革を促進します。
3	仕事と生活の調和 の学習機会提供	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) **について、学習機会を提供するなどし、生活習慣の改善を促進します。
4	男女平等教育の 推進	家庭・地域・学校などと連携し、生涯にわたる男女平等教育を推進します。
5	支援体制等の充 実	国・京都府等と連携し、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント*など、性別による人権侵害をなくすための啓発、相談、支援体制の充実を図ります。

②男女共同参画社会形成の推進

	項目	内容	
1	関係法令の周知 ・普及	国・京都府等と連携し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、関係法令の周知や普及に努めます。	
2		企業などにおいて女性の参画拡大の取組が積極的に行われるよう国・ 京都府等と連携し、啓発に努めます。	
3	政策等決定への 参画促進	行政、地域活動における政策や方針決定の場への女性の参画を促進します。	

進捗を共有する指標

指標 年度	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
審議会・委員会などにおける女性委員の比率	30.1%	40.0%
あいアカデミー等各種講座への参加者数(年間)	1,030人	1,200人
男女共同参画社会づくり図画ポスターコンクール事業応募数 (年間)	485 点	500点



男女共同参画社会づくり 図画・ポスターコンクール受賞作品

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス): 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

第4節

平和の発信と交流

現況と課題

本市は昭和 25 年 10 月 14 日、全国に先駆けて「世界連邦都市宣言*」を行い、世界の恒久平和実現に向けてリーダー的な役割を果たしています。引き続き、平和に対する市民意識の高揚を図るとともに、国際交流や市民などを主体とする地域間交流活動への支援が求められています。

①世界連邦の推進

本市は「世界連邦都市宣言」を行って以来、平和施策に取り組んでおり、平和首長会議にも加盟するなど、情報交換や活動の連携強化に努めています。

また、市や市議会、綾部世界連邦運動協会など関係機関・団体でつくる地球市民の集い実行委員会で、市民平和祈願の集いや小・中学生ポスター・作文コンクール、「平和と環境の日」記念事業を継続して実施しています。引き続き粘り強い啓発活動に取り組むとともに、新たな施策の展開に向けた連携強化や市民活動の支援が必要です。

②国際交流の促進

平成元年に中国・常熟市と友好都市を締結して以来、文化・スポーツ、教育、医療など各分野での交流を進めています。平成 12 年にはイスラエル国エルサレム市と友好宣言を行いました。

引き続き国際情勢に留意しながら、関係機関・団体と連携し国際交流を促進する必要があります。

③地域間交流の促進

「あやべふるさと大使*」などによるあやべ特別市民制度の拡充や、綾部市出身者やあやべ 特別市民等で組織する「あやべ会」(京都、滋賀、大阪、東京)を通じ、交流促進や市のPR に努めています。

今後も、特別市民制度や綾部とゆかりのあるまちとの交流の促進とともに、市民や民間団体を主体とした交流活動がより一層活発に行われるよう、連携や支援が必要です。

■あやべ特別市民会員数



施策の目標

●世界連邦運動を推進し、人権・平和を守る先導的な役割を担うとともに、国際交流、 地域間交流を通じて、より多様で個性的なまちづくりを目指します。

計 画

①世界連邦の推進

	項目	内容
1	宣言自治体の連 携強化	世界連邦宣言自治体全国協議会の会長・事務局として、関係機関など との連携強化による活動の活性化に努めます。また、中東和平プロジェクト*や世界平和・難民救済募金の維持・拡大を図ります。
2	啓発イベントの 開催支援	世界連邦運動協会の活動を支援するとともに、行政・議会・市民団体が協力して実施する「地球市民の集い」など、市民主体で行われる平和啓発イベントの充実に努めます。

②国際交流の促進

	項目	内容
1	中国との交流促 進	綾部市日本中国友好協会と連携するなど、民間交流を促進しながら中国・常熟市との友好交流を深めます。
2	イスラエルとの 友好交流	イスラエル国エルサレム市との友好交流について、平和や文化をキー ワードに今後の交流のあり方を検討します。
3	民間団体等との 連携	綾部国際交流協会や京都府等と連携し、国際交流活動や日本語教室を 展開するなど、多文化共生のまちづくりを推進します。

③地域間交流の促進

項目		内容	
1	特別市民制度等 による交流	あやべ特別市民制度やあやべ会を通じて、市の PR や地域特産品の情報発信、交流促進に努めます。	
	ゆかりのあるま ちとの交流	足利尊氏や合気道の開祖・植芝盛平などを縁に、綾部とゆかりのあるまちとの友好交流を促進します。	



留学生と小学生の交流



世界連邦市民学習会

第1章 市民が輝き共に築くまちづくり

進捗を共有する指標

指標 年度	基準値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
地球市民の集い参加者数(年間)	100人	200人
世界連邦推進綾部市小・中学生ポスター・作文コンクール応募 数(年間)	347点	460 点
あやべ特別市民制度登録数(年間)	2,063人	2,400 人
綾部国際交流協会日本語教室など参加者数(年間)	900人	1,000人